

# 文化ファッション大学院大学（専門職大学院）学則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。これにより、本大学院ファッションビジネス研究科は知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立するための研究を行い、「国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材」を育成する。

（研究科・専攻）

第2条 本大学院は、専門職大学院とし、専門職学位課程のファッションビジネス研究科を置く。

2 ファッションビジネス研究科に、次の専攻を置く。

- （1）ファッションクリエイション専攻
- （2）ファッションマネジメント専攻

（標準修業年限・最長在学年数）

第3条 本大学院の標準修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。

（入学定員・収容定員）

第4条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

ファッションビジネス研究科

ファッションクリエイション専攻	入学定員	50名	収容定員	100名
ファッションマネジメント専攻	入学定員	30名	収容定員	60名

（附属施設）

第5条 図書館その他必要な附属施設は同一法人の学校と共用とし、これに関する規程は別に定める。

## 第2章 教育課程等

（授業科目等）

第6条 本大学院の授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(単位の認定)

第7条 本大学院において、授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2 試験及び成績判定の方法は、教授会がこれを定める。

(他大学院における授業科目の履修)

第8条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位数がその専攻の修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第9条 各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が当該専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位は、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて各専攻が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

### 第3章 課程修了の認定及び学位の授与

(専門職学位課程の修了要件)

第10条 専門職学位課程の修了要件は、各専攻に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、54単位以上を修得することとする。

(学位の授与)

第11条 専門職学位課程を修了した者には、専攻により次のように学位を授与する。

ファッションビジネス研究科(専門職学位課程)

ファッションクリエイション専攻

ファッションクリエイション修士(専門職)

ファッションマネジメント専攻

ファッションマネジメント修士(専門職)

### 第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第12条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から3月31日まで

(休業日)

第13条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 6月23日
- (4) 春季休暇
- (5) 夏季休暇
- (6) 冬季休暇

2 前項のほか、休業日は臨時に定めることがあり、また、前項4号、5号及び6号の休業日は変更することがある。

## 第5章 入学、休学、復学、再入学、退学及び除籍

(入学)

第14条 専門職学位課程に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格し所定の手続きを完了した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目をわが国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本専門職大学院において、個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学志願手続)

第16条 入学志願者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の検定料を納入しなければならない。

(入学手続)

第17条 入学許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

(休学)

第 18 条 病気その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、前期又は後期授業開始日までに所定の手続きにより、学長の許可を得なければならない。

- 2 休学期間は、1 年又は半年とする。
- 3 休学期間は、当該学年間とし、在学年数に算入しない。
- 4 休学者が復学を願い出たときは、学年の初めにおいて許可することがある。

(退学)

第 19 条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第 20 条 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者は、除籍する。

(再入学)

第 21 条 退学者が再入学を願い出たときは、それを許可することがある。

- 2 再入学の許可を得た者は、指定期日までに所定の書類を提出し、所定の学費を納入しなければならない。

## 第 6 章 職員組織

(職員)

第 22 条 本大学院に、学長、研究科長、専攻長、教授、准教授、助教、助手、事務員、技術員、司書、学芸員その他必要な職員を置く。

(職務)

第 23 条 学長は、本大学院の校務を総理し、所属の職員を統督する。

- 2 研究科長は、学長を補佐して研究科の校務を掌握する。
- 3 専攻長は、研究科長を補佐して専攻の校務を掌握する
- 4 教授は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 5 准教授は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 6 助教は、学生の教授に当たるとともに研究に従事する。
- 7 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。
- 8 事務員は、事務に従事する。
- 9 技術員は、校舎施設の営繕、機械器具等の諸設備の修理保全に当たる。
- 10 司書は、図書に関する事務に従事する。
- 11 学芸員は、博物館の業務に従事する。

## 第7章 運営委員会

(運営委員会)

第24条 本大学院に、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織運営については、別に定めるところによる。

## 第8章 教授会

(教授会)

第25条 本大学院に、教授会を置き、学長、研究科長、専攻長、専任の教授、准教授及び助教をもってこれを組織する。

(開催)

第26条 教授会は、原則として月1回定例に行う。ただし、学長が必要と認めたときは、臨時に開催する。

(議長)

第27条 学長は、教授会を招集し、議長となる。

(所管事項)

第28条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育計画及びその実施に関する事項
- (2) 入学試験に関する事項
- (3) 教育課程及び試験に関する事項
- (4) 修了判定及び学位授与に関する事項
- (5) 学則変更及び規定の制定又は改廃に関する事項
- (6) 科目等履修生及び聴講生に関する事項
- (7) 学生の入学、休学及び退学に関する事項
- (8) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- (9) 教員の人事に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) その他教育研究に関する重要事項

## 第9章 学 費

(学費)

第29条 学費は、前期及び後期にそれぞれ指定期日までに納入しなければならない。

2 学費は、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び図書費とし、その額については次のとおりとする。

入学金	300,000 円
授業料	750,000 円
施設設備費	150,000 円
実験実習費	100,000 円
図書費	30,000 円
合 計	1,330,000 円

- 3 休学したときは、学費として授業料の額の2分の1の休学在籍料を納入しなければならない。
- 4 既納の学費は、返還しない。ただし、入学許可を得た者で指定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還することがある。
- 5 正当な事由により学費を延納しなければならなくなったときは、直ちにその旨書面で届け出で、許可を得なければならない。

#### 第10章 科目等履修生、聴講生

第30条 一又は複数の授業科目を履修し単位を修得しようとする者があるときは、教授会は、相当の資格があると認めた者につき、科目等履修生として学長がこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

第31条 一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、教授会は、相当の資格があると認めた者につき、聴講生として学長がこれを許可することができる。

- 2 聴講生に関する規程は別に定める。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日改定施行する。

#### 附 則

この学則は、平成20年4月1日改定施行する。

#### 附 則

この学則は、平成21年4月1日改定施行する。